

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

「再審」とは、間違った有罪判決で無実の罪を着せられているえん罪被害者を迅速に救済するために、一定の要件の下に裁判のやり直しを認める制度のことです。

日本弁護士連合会のまとめによると、1910年代から2000年代までのえん罪事件は161件あり、しかも氷山の一角だと言われています。そして、再審無罪を勝ち取るまでに、例えば吉田巖窟王事件（1913年、名古屋市）は50年、加藤老事件（1915年、山口県）は62年、国家賠償裁判で勝訴判決が出た布川事件（1967年、茨城県）は44年かかっています。また、袴田事件（1967年、静岡県）は再審が確定するまで57年かかっています。

再審は、「開かずの扉」、「針の穴に駱駝を通すようなもの」と例えられ、当事者・家族には想像を絶する困難を伴うため、あきらめる方もいます。

現在、刑事訴訟法のうちわずか19カ条（第435条～第453条）の再審に関する規定には、再審審理に関して証拠開示等の具体的規定がなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている結果、裁判所ごとに審理の進行、内容及び結論に差異が生じるいわゆる「再審格差」と言われる問題が生じているのが実態です。

再審制度に求めることは、一つは再審における検察官の手持ち証拠の全面的な開示を制度化していくことです。日野町事件では、第2次再審請求審において、弁護団からの度重なる証拠開示要求を踏まえてなされた裁判所の訴訟指揮により、現場引当捜査に関する重要証拠が開示されました。そして、この開示により、再審開始の決定につながったとされています。

二つは、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止です。長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てによって、さらに審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振り出しに戻る事態も繰り返されてきました。そのため、えん罪被害者本人やその家族の高齢化が極めて深刻になってきています。再審請求手続きの無用な長期化を防ぐため、再審開始決定に対する検察官の不服申立ては、法改正によって早急に禁止させる必要があります。

三つは、再審請求手続における規定の整備です。「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」を通常審のように整備し、環境を整え、「再審格差」や再審審理において、過去に当該事件に関与した裁判官が再び関与することが起こらないようにすることが重要です。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、以下の項目を中心とする再審法の改正

を速やかに行うことを求めます。

1. 再審における検察官の手持ち証拠の全面的な開示を制度化
2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止
3. 再審請求手続における規定の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月25日

滋賀県蒲生郡日野町議会

議 長 杉浦 和人